

## [事案 22-148] 契約転換無効請求

・平成 23 年 8 月 31 日 裁定終了

### <事案の概要>

契約の更新のつもりで手続きをしたところ契約転換させられたとして、説明不十分により契約転換の無効を求め申立てがあったもの。

### <申立人の主張>

定期保険特約付終身保険(平成元年 8 月加入)の 2 回目の特約更新時期を 3 カ月先に控えた平成 21 年 4 月、更新のつもりでとった手続きが、実際は契約転換手続きであった。下記のとおり、契約転換であることの説明や、重要な事項の説明を全く受けていないので、契約転換を無効にして転換前の契約に復旧してほしい。

- (1) 契約申込日の前日、募集人が説明のために自宅に訪問してきたが、その際、「ご提案書」「契約概要」を持参していなかった。
- (2) 契約申込日、募集人は妻への説明の際、転換について触れなかった。
- (3) 募集人は、重要書類（「ご提案書」「重要事項説明書」「意向確認書」「ご請求手続きについて」「契約のしおり・定款・約款」）を契約日の 10 日後に交付した。
- (4) 募集人は、転換前契約の積立金の転換後契約の保険料への充当について説明をしなかった。

### <保険会社の主張>

申立人は、保険契約の管理を以前から妻に任せており、募集人は、下記のとおり、妻に重要事項の説明を尽くしているため、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、契約申込日の前日に、申立人の妻に対して「ご提案書」に基づき、転換することを説明した。（なお、同日夜に、妻から募集人に対して、「告知書」の告知要否事項につき、転換の可否への影響を慮ることを示す問合せの電話があった。）
- (2) 契約申込日に、募集人は妻に対し、「ご契約のしおり」「重要事項説明書」を、ファイルにセットして手交し、募集人は、妻から「申込書」「告知書」「意向確認書」を受領した。
- (3) 募集人は、契約申込日の前日に、妻に対して「ご提案書」に基づき、転換前契約の積立金の転換後契約の保険料への充当について説明した。

### <裁定の概要>

申立人の主張の法律的根拠は明らかではないが、裁定審査会では、要素の錯誤による「転換」の無効を主張するものと解し、当事者双方から提出された書面の内容、申立人、募集人からの事情聴取の内容にもとづき審理した（なお、募集人との交渉の窓口となっていたのは申立人の妻であるが、申立人は相手方会社との契約につき、妻に全面的に代理権を授与していたと認められる）。

審理の結果、下記の事実により、①「転換」について明記されている契約申込書、意向確認書に申立人が自署（捺印）し告知書も作成していること、②申込日前日に、告知書、契約申込書および意向確認書、設計書・設計書付属書類が交付され、申立人はこれらの書類

に目を通す時間的余裕があったこと、などを総合斟酌すると、申立人において、契約の「転換」を行うことにつき錯誤があったと認めることはできない。

仮に、申立人に要素の錯誤が存在していたとしても、申立人には錯誤に陥るについて重大な過失があったと言わざるを得ないので、申立人から無効を主張することはできないことから、申立内容を認めることはできず、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第37条にもとづき、裁定書にその理由を明記し、裁定手続きを終了した。

- (1) 転換後契約の設計書には、「契約転換制度について」との表題の下に、「契約転換制度をご利用いただいておりますので、現在のご契約は消滅します。」と明記され、「契約転換制度のおすすめ」（設計書付属資料）を読むように誘導されている。また、「積立型終身保険の積立金を取り崩し、毎回の保険料をお安くしております。」との記載もされている。なお、設計書の作成日は、契約申込の前日であり、契約申込の当日、申立人に持ち込まれていると推認できる。申立人は、設計書は保険証券と一緒に後日送付されてきたと述べるが、常識的に考えられないことであり、信用することはできない。
- (2) 転換後契約の設計書には、設計書付属資料として「契約転換制度のおすすめ[転換比較表]」が付けられており、「転換」についての詳細な説明が、転換前契約と転換後契約との比較を含めてなされている。なお、この設計書付属資料の作成日も、設計書と同じく、契約申込の前日であり、設計書と共に、契約申込の当日、申立人に持ち込まれていると推認できる。
- (3) 告知書、契約申込書、意向確認書には申立人が自署している（契約申込書には捺印もしている）。
- (4) 募集人は、申込日の前日に申立人宅を訪れ、申立人の妻に、告知書、契約申込書および意向確認書を交付したことはない。設計書・設計書付属書類についても、同日に交付されたものと推認できる。
- (5) なお、事情聴取の結果、申込日の前日および申込日当日における説明状況等について申立人と募集人の両者の供述が対立しているが、このような場合、特段の事情のない限り、まずもって上記のような客観的証拠にもとづき判断することが基本となる。